

きらきらクラブ利用案内

放課後児童健全育成事業

○ 放課後児童健全育成事業とは

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。(児童福祉法第六条の三第2項)

○ 保育場所および定員

学童名	住所・連絡先	定員数	小学校区
第1学童 One smile	今津町弘川204番地(1階) 電話 22-1445	40名	今津東小学校区
第2学童 2すてっぷ	今津町日置前149番地1 電話 22-0381	40名	今津北小学校区
第3学童 さんきつず	今津町浜分218番地 電話 22-1336	40名	今津東小学校区
第4学童 くれよん	マキノ町蛭口1371番地(1階) 電話 20-9061	40名	マキノ南・東・西 小学校区
第5学童 コロボックル	安曇川町田中426番地 電話 32-4801	40名	安曇小学校区
第6学童 てぶくろ	安曇川町上小川61番地3(2階) 電話 32-0065	40名	青柳小学校区
第7学童 にじいろ	今津町弘川204番地(2階) 電話 33-7815	40名	今津東小学校区
第8学童 わかば	安曇川町田中426番地 電話 33-7033	40名	安曇小学校区
第9学童 かざぐるま	マキノ町蛭口1371番地(2階) 電話 20-9027	40名	マキノ南・東・西 小学校区
第10学童 ひとまる	安曇川町田中555番地(2025.12月時点) 電話 28-7226	40名	安曇小学校区
第11学童	安曇川町上小川61番地3(1階) 電話 28-7226	40名	本庄小学校区

※今津東小学校区(地域別)

第1学童・・・弘川、下弘部、岸脇、上弘部、梅原、藺生、棕川

第3学童・・・南新保、浜分

第7学童・・・今津、住吉、舟橋、桜町、名小路、中沼、大供、大供大門、松陽台

※安曇・青柳・本庄小学校区(地域別) ★下記の地域分けはR7年度(参考)です。

★希望される方の人数によって、下記地域分けは変わる場合があります。

第5学童・・・田中

第8学童・・・五番領、三尾里、常盤木、南古賀、中央、下古賀、上古賀、長尾、中野

第10学童・・・西万木、末広

第6学童・・・青柳小学校区

第11学童・・・本庄小学校区

※マキノ南・東・西小学校区(地域別)

第4学童・・・森西・沢・石庭・白谷・小荒路・海津・野口・寺久保・知内

第9学童・・・大沼・中庄・新保・高木浜・西浜・蛭口

※上記小学校区以外の児童については、その都度対応します。

○ 開所期間と開所時間

4月1日～翌年3月31日

平日 午前12時～午後7時まで

土曜日 午前7時30分～午後7時まで（学校休業期間も同じ）

○ 休所日

（1）日曜日、祝日

（2）お盆（8月13日～15日）

（3）年末年始（12月30日～1月3日）

（4）気象庁が発表する特別警報または暴風を含む気象警報の発令があった場合

（5）その他、当クラブ代表が実施できないと認めた日（職員全体研修等）

○ 利用の形態

（1）通常利用

（2）学校長期休暇期間のみ利用

（3）一時利用

○ 利用料等

別紙「令和8年度きらきらクラブ利用料金表」による

休所される場合は、引落し中止の手続きができないので、前月15日までに休止届を提出してください。連絡のない場合は、返金できない場合があります。

○ 各種の届け出

・退所

通所をやめられる時は「退所届」を提出してください。

・利用料の減免

減免を受けようとする月の前月15日までに「減免申請書」を提出してください。

免除の該当事由・・・①災害により罹災した場合

②その他特別な事情

減額の該当事由・・・①市民税非課税世帯

②同一世帯から2人以上同時に通所している場合、年少児童以外の児童を対象

③ひとり親家庭

④対象児童が心身障がい者

⑤その他特別な事情

○ 利用のとりやめ

次の場合は、本会より通所の停止をいたします

利用料等を3ヶ月以上滞納した場合

○ 傷害賠償保険（スポーツ安全保険）（参考 令和8年度 1人800円）

児童にかかる傷害賠償については、加入する保険の範囲内で対応いたします